

金武町商工会 空き店舗対策および創業支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、金武町商工会が指定する地域及び期間において、空き店舗および自己物件を活用して新規創業又は経営の拡大を図る者に対し、予算の範囲内において事業費を助成することにより、地域内商工業の活性化に寄与する事を目的とする。

(対象地域)

第2条 この要綱による助成の指定地域は、金武町内全域とする。

(対象期間)

第3条 この要綱による助成の対象期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 対象期間は、助成金の募集期間の末日より、以前の1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は対象期間の変更を行う事ができる。

(対象者)

第4条 この要綱により助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 対象地域及び対象期間において、空き店舗または自己物件を活用し、新規創業又は経営の拡大を図った個人及び法人

(2) 継続して事業経営を行う意欲のあるもの

(3) 産業分類上の商工業者（風俗営業法許可対象業種、公序良俗に反する業種は対象としない）

(4) 税金等を滞納していない者

(5) 金武町商工会に加入し、商工会事業に協力するもの

※原則、町内で営業している店舗から空き店舗へ移転することにより、移転前の店舗を休業又は廃業とする事業者は対象としない。

※原則、支店・営業所等と称し、代表者又は社員が不在の多い営業形態は対象としない。

2 前項までの規定にかかわらず、会長が不適当と認める者は、助成対象としない。

(助成金額並びに対象経費)

第5条 この要綱による助成金額の確定は、次の各号を要件とする。

(1) 1店舗につき50万円を上限とする。

(2) 助成金額については

①家賃助成（家賃の3カ月分の80%以内、ただし上限15万円）店舗賃貸契約書等で確認する。

②改装費等助成（町内業者へ内装・外装・設備設置工事等を発注した場合、改装費の80%以内、ただし上限20万円）改装費の領収証等で確認する。

③人件費助成（町内在住者を雇用した場合、人件費の3ヶ月分の80%以内、ただし上限15万円）賃金台帳等で確認する。

※6ヶ月以上の開業実績を確認する。

※応募多数の場合、上限引き下げの調整等を行うことがあります。

- 2 前項までの規定に関わらず、会長は予算の範囲内で助成金の上限額を引き下げる事、または前項に該当しなくとも助成する事が出来る。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、空き店舗対策事業助成金交付申請書(様式第1号)及び、第5条(2)の助成金額の確定に係る資料を商工会長に提出しなければならない。

(助成金確定審査前のプレゼンテーション)

第7条 申請事業所によるプレゼンテーションを行う。

委員構成は、①町役場商工観光課②商工会北部地区スーパーバイザー
③金武町商工会経営指導員とする。

(助成金額の確定)

第8条 商工会長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、実地調査、関係書類等により、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の額を確定し、空き店舗対策事業助成金確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第9条 助成金額の確定を受けた者が、助成金の請求をしようとするときは、空き店舗対策事業助成金交付請求書(様式第3号)を商工会長に提出しなければならない。

商工会長は、前項の請求を受けた場合は、申請者指定振込先に、助成金を振り込むものとする。

- 2 前項の助成金は、分割により交付することができるものとする。

(助成金交付確定の取消等)

第10条 商工会長は、助成金の交付確定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付確定を取り消し、若しくは停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 第4条に掲げる条件を備えなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。

(3) その他不適当と認められる事実があったとき。

- 2 商工会長は、前項の規定により交付確定の取消し等を行う場合には、空き店舗対策事業助成金交付確定(取消・停止)通知書(様式第4号)により当該助成対象者に通知するものとする。

(補足)

第1条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、商工会長が別に定める。